

長崎県告示第 639 号

土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。)第 20 条の規定により次のとおり事業の認定をした。
令和 4 年 10 月 7 日

長崎県知事 大石 賢吾

第 1 起業者の名称 南島原市

第 2 事業の種類 南有馬庁舎駐車場整備事業

第 3 起業地

1 収用の部分 長崎県南島原市南有馬町乙字上町地内

2 使用の部分 なし

第 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、「南有馬庁舎駐車場整備事業」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、法第 3 条第 31 号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

本件事業で整備する駐車場は、南島原市役所の位置を定める条例第 2 条によって定められた南島原市役所南有馬庁舎の一部をなすものである。

普通地方公共団体は、その事務所の位置について地方自治法第 4 条で設置する権限を有していることから、起業者である南島原市は、普通地方公共団体として本件事業を施行する権能を有している。

また、本件事業に必要な経費について財源措置を講じていることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

南島原市の行政拠点のひとつである、南有馬庁舎(以下「本件庁舎」という。)は、現在、福祉保健部門、教育部門及び市民生活部門の一部で構成され、平日は、各部門に関する各種相談、申請や証明書の交付を求めて多くの市民が訪れている。

一方、南島原市は公共交通機関の定期便が少なく、利便性に恵まれないこともあって、住民の交通移動手段の多くは自家用車に頼っており、本件庁舎に毎日多くの住民・団体等が自動車で訪れている。

しかしながら、本件庁舎の駐車場は、120 台分(公用車用駐車場 40 台、職員用駐車場 58 台、来庁者用駐車場 22 台)しか確保されておらず、来庁者用の駐車場不足(推計では 14 台程度が不足)が慢性化しており、来庁者用駐車場に駐車できない自動車は、本件庁舎敷地の通路、公用車用駐車スペース又は付近の市道田町山線に無断駐車されている状況である。そのため、本件庁舎敷地の通路等での人や自動車の通行に支障が生じており、中には車両の接触事故が生じるなど本件庁舎の来庁者用駐車場不足は深刻な問題となっている。

本件事業は、このような状況に対処するため、本件庁舎駐車場を拡張整備し、来庁者の駐車需要に対応できる駐車台数を確保しようとするものである。

本件事業が完成すると、来庁者に対応できる駐車台数が確保できることから来庁者用駐車場の不足が解消し、これにより本件庁舎に訪れる住民及び団体等の本件庁舎敷地や市道への無断駐車問題の解消にも寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業の起業地及びその周辺には保護を必要とする希少性のある動植物の分布は確認されていないが、起業者としては、本件事業の施行に当たっては、環境(騒音、振動を含む。)にも十分留意して施行することとしており、保護を必要とする希少種が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

さらに、起業者は、本件事業の起業地内には文化財保護法(昭和 25 年法律 214 号)による周知の埋蔵文化財包蔵地は存しないことを確認しており、本件事業の施行に伴い文化財等が確認された場合は、長崎県

教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等を含む適切な保全措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、南島原市において本件庁舎の来庁者用駐車場を整備する事業であり、起業者は駐車場の規模について、実際の日当たりの来庁者数を基に必要駐車台数を算定し、適正な施設の規模を算出し決定している。

また、起業地の選定にあたっては、本件庁舎に来庁する市民の利便性を考慮し、本件庁舎南東側農地及び宅地(案)(以下「A案」という。)と本件庁舎南西側宅地(案)(以下「申請案」という。)による検討が行われている。

申請案に比べA案は、本庁舎等までの移動距離が申請案より長く、来庁者の利便性が劣ること、また、申請案に比べ潰地面積が多く、土地利用に与える影響が大きいことなどから、申請案がA案より合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件庁舎の来庁者用駐車場は慢性的な駐車場不足の状況であり、駐車できない自動車は、本件庁舎敷地の通路等や公用車用駐車スペース又は付近の市道田町山線に無断駐車されている。そのため、本件庁舎敷地の通路等で人や自動車の安全な通行等に支障が生じており、中には車両の接触事故が生じるなど深刻な問題となっていることから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、市民より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。なお、使用の範囲はない。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 長崎県南島原市役所(総務部管財契約課)